



2026年5月11日

各 位

会 社 名	ニチアス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 亀津 克己
コード番号	5393（東証 プライム）
問 合 せ 先	代表取締役 専務執行役員 山本 司
電 話 番 号	（広報課） 03-4413-1194
（URL）	（ https://www.nichias.co.jp ）

当社および当社子会社等の従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、2026年3月23日開催の取締役会において、当社および当社子会社等の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とした株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決定し公表いたしました。本日開催の取締役会にて詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本制度の詳細決定に伴い、現在当社が保有する自己株式1,896,869株（2026年4月30日現在。なお、当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、自己株式数は株式分割を考慮し算出しております。）のうち、156,080株（496,178,320円）を本制度のために設定する信託に対して処分することを同時に決議しております。詳細につきましては、本日付「株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

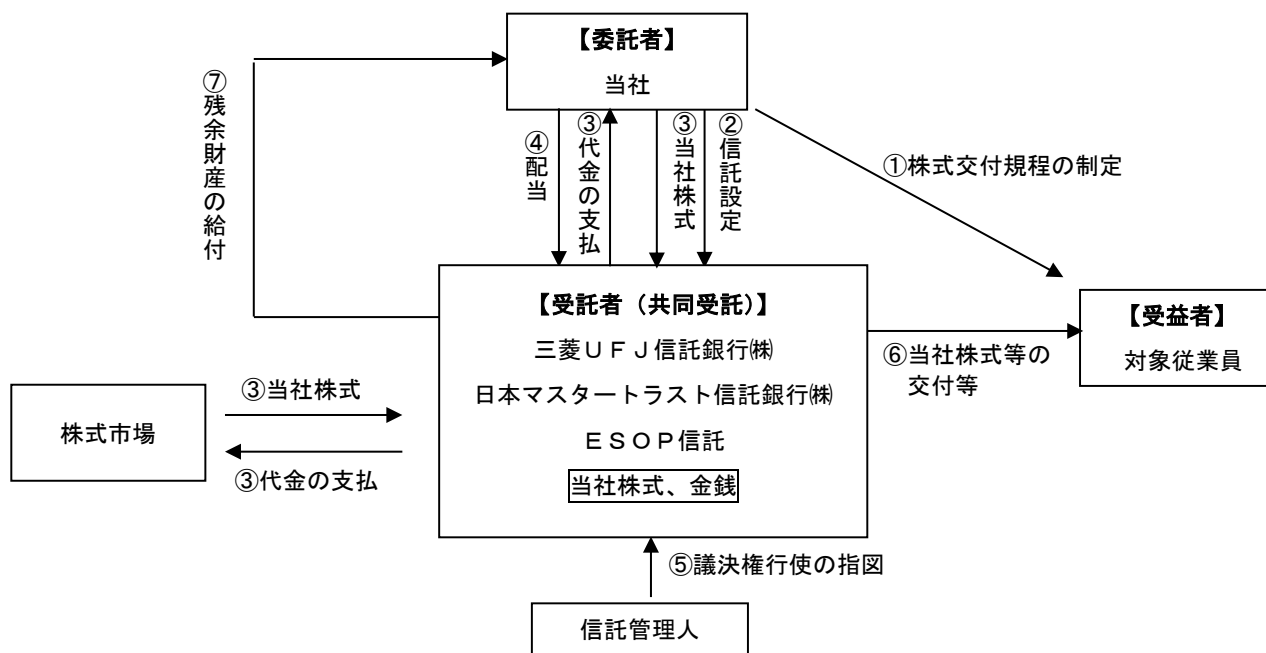
1. 本制度導入の目的

当社は、2026年4月9日に創業130周年を迎えました。当社の株式を給付することで従業員の努力と支援に感謝を示すとともに、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本日開催の取締役会において、本制度の詳細を決定いたしました。

本制度は、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用し、あらかじめ定める株式交付規程に基づき、対象従業員に対して当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。

なお、対象従業員は、非居住者を除く、当社および当社子会社等に在籍する正社員および特別社員（定年退職後に再雇用された者）とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社子会社等は、対象会社ごとに本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ 株式交付信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 株式交付信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、対象従業員には株式交付規程の定めに従い、所定のポイントが付与されます。所定の受益者要件を満たした対象従業員に対して、付与ポイント数に応じた株数の当社株式が交付されます。なお、信託契約の定めに従い、ESOP信託内で当社株式を換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付する場合があります。
- ⑦ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式交付制度としてESOP信託を継続利用することができます。なお、ESOP信託を継続せず終了する場合は、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、株式交付信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により株式交付信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) ESOP信託は、対象従業員に対する当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。なお、当社は、ESOP信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 対象従業員に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ⑤ 受益者 対象従業員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑦ 信託契約日 2026年5月25日
- ⑧ 信託の期間 2026年5月25日～2028年7月31日（予定）
- ⑨ 制度開始日 2026年5月25日
- ⑩ 議決権行使 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の額 500百万円（信託報酬・信託費用を含む）
- ⑬ 株式の取得時期 2026年5月28日
- ⑭ 株式の取得方法 当社（自己株式処分）から取得
- ⑮ 帰属権利者 当社
- ⑯ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上